

茨城県報

第 117 号

平成2年2月22日

木 曜 日

目 次

規 則

- 茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則（建築指導課）……………1

告 示

- 字の区域の一部変更（地方課）……………2
●木材業者等の登録（林政課）……………2
●保安林の解除の予定（林業課）……………2
●道路の区域変更（4件）（道路維持課）……………3
●道路の供用開始（2件）（ " ）……………6
●河川区域の廃止（河川課）……………6

（選挙管理委員会）

- 個人演説会を開催する施設の指定（4件）……………7

（大規模小売店舗審議会）

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示……………9

公 告

- 開発行為の工事完了（5件）（建築指導課）……………10
●道路位置の指定（6件）（ " ）……………11

正 誤

- 平成元年3月23日付け茨城県報第22号中……………12

規 則

茨城県規則第8号

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則（昭和31年茨城県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「9万円」を「95,000円」に改め、同条第2号から第12号までの規定中「10

万円」を「120,000円」に改め、同条第13号中「9万円」を「95,000円」に改める。

付 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により阿見町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字舟子字枇杷堤 1316の2、1318の2、1318の3、1319の2

〃 字南不動前 2278の3、2279の2、2279の4

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字舟子字南に変更

茨城県告示第166号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

木材業者登録

登 録 番 号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
1273	2. 2. 14	久慈郡大子町 上岡 359	高橋 一男	高橋材木店	住所に同じ	商号に同じ	素 材 生 産 業	

茨城県告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

水戸市笠原町字不動山993の1

（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的 干害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁並びに水戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年2月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 笠間常陸太田線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡常北町大字下古内 字仲郷新田415番1から	旧	メートル 最大 26.0 最小 5.5	メートル 3,365.0	
東茨城郡常北町大字石塚 955番1まで	新	最大 26.0 最小 5.5 最大 55.0 最小 13.0	3,365.0 3,314.0	現道拡幅及びパイパス新設による区域変更

茨城県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年2月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 前橋古河線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市錦町6837番5から 古河市中央町1丁目5624番7まで 古河市錦町6837番5から 古河市大字原町字半縄 124番1まで	旧	メートル 最大 30.8 最小 6.5	メートル 1,141.0	
		最大 25.1 最小 10.8	2,397.0	
古河市錦町6837番5から 古河市大字原町字半縄 124番1まで	新	最大 25.1 最小 10.8	2,397.0	

茨城県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年2月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道大穂千代田線	新治郡新治村大字小高字柳沢 779—1番地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 7.5	メートル 400.0	現道拡幅による 区域変更
	新治郡新治村大字小高字柳沢 219—1番地先まで	新	最大 18.0 最小 11.5	400.0	
県道西小埜石岡線	石岡市大字石岡字栄松 14087番地先から	旧	最大 7.0 最小 5.0	1,231.0	同 上
	石岡市大字石岡字上石原 11001—1番地先まで	新	最大 11.2 最小 8.8	1,231.0	
県道土浦八郷線	新治郡千代田村大字上佐谷字関戸前 1493—4番地先から	旧	最大 11.5 最小 8.5	211.0	同 上
	新治郡千代田村大字上佐谷字関戸脇 1499—1番地先まで	新	最大 13.5 最小 11.0	211.0	
県道馬場山土浦線	新治郡出島村大字西成井 56—1番地先から	旧	最大 14.0 最小 7.5	1,420.0	同 上
	新治郡出島村大字穴倉 2244—4番地先まで	新	最大 23.0 最小 9.0	1,420.0	
県道紅葉石岡線	新治郡玉里村大字上玉里字塙前 1351—1番地先から	旧	最大 20.0 最小 9.0	394.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	新治郡玉里村大字上玉里字宮ノ下 1313—6番地先まで	新	最大 20.0 最小 13.0	394.0	

県道 上稲吉線	土浦市神立町字鶴沼 4393—89 番地先から	旧	最大 9.5 最小 9.0	300.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	土浦市神立町字道休4738番地先まで	新	最大 11.0 最小 10.5	300.0	
県道 土浦線	新治郡新治村大字大畑字年田 208—4 番地先から	旧	最大 12.0 最小 10.0	648.0	同 上
	新治郡新治村大字大畑字原山 573—16 番地先まで	新	最大 13.0 最小 10.5	648.0	

茨城県告示第 171 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 2 年 2 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 2 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 鉾田水戸 佐原線	行方郡麻生町大字青沼 914—7 番地先から	旧	メートル 最大 13.7 最小 9.2	メートル 440.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	行方郡麻生町大字青沼 917—1 番地先まで	新	最大 13.7 最小 11.0	440.0	
県道 鉾田水戸 佐原線	行方郡麻生町大字麻生字大宮 1775—1 番地先から	旧	最大 9.5 最小 7.5	196.0	同 上
	行方郡麻生町大字麻生字坂下 1753—5 番地先まで	新	最大 12.0 最小 10.0	196.0	
県道 茨城 鹿島線	鹿島郡大野村大字武井 1615—12 番地先から	旧	最大 9.0 最小 5.3	214.0	現道拡幅による 区域変更
	鹿島郡大野村大字武井 1595—1 番地先まで	新	最大 21.3 最小 13.5	214.0	
県道 深芝 波崎線	鹿島郡波崎町大字波崎 6232—1 番地先から	旧	最大 7.3 最小 5.7	112.6	交通安全施設工 事による区域変 更
	鹿島郡波崎町大字波崎 6236—1 番地先まで	新	最大 8.4 最小 8.2	112.6	

茨城県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年2月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道大 穂 千 代 田 線	新治郡新治村大字小高字柳沢779－1番地先から 新治郡新治村大字小高字柳沢219－1番地先まで	平成2年2月22日
県道西 小 塙 石 岡 線	石岡市大字石岡字栄松14087番地先から 石岡市大字石岡字上石原11001－1番地先まで	同 上
県道土 浦 八 郷 線	新治郡千代田村大字上佐谷字関戸前 1493－4番地先から 新治郡千代田村大字上佐谷字関戸脇 1499－1番地先まで	同 上
県道牛渡馬場山土浦線	新治郡出島村大字西成井56－1番地先から 新治郡出島村大字穴倉2244－4番地先まで	同 上
県道紅 葉 石 岡 線	新治郡玉里村大字上玉里字塙前1351－1番地先から 新治郡玉里村大字上玉里字宮ノ下1313－6番地先まで	同 上
県道戸 崎 上 稲 吉 線	土浦市神立町字鶴沼4393－89番地先から 土浦市神立町字道休4738番地先まで	同 上
県道小 野 土 浦 線	新治郡新治村大字大畑字年田208－4番地先から 新治郡新治村大字大畑字原山573－16番地先まで	同 上

茨城県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年2月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道水戸鉾田佐原線	行方郡麻生町大字青沼914―7番地先から 行方郡麻生町大字青沼917―1番地先まで	平成2年2月22日
県道水戸鉾田佐原線	行方郡麻生町大字麻生字大宮1775―1番地先から 行方郡麻生町大字麻生字坂下1753―5番地先まで	同 上
県道茨城鹿島線	鹿島郡大野村大字武井1615―12番地先から 鹿島郡大野村大字武井1595―1番地先まで	同 上
県道深芝浜波崎線	鹿島郡波崎町大字波崎6232―1番地先から 鹿島郡波崎町大字波崎6236―1番地先まで	同 上

~~~~~  
茨城県告示第174号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河 川 の 名 称 二級河川十王川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成2年2月22日

3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

| 位 置                                                 | 種 類 | 数 量                     |
|-----------------------------------------------------|-----|-------------------------|
| 多賀郡十王町大字友部字中ノ内1610番1地先から<br>多賀郡十王町大字友部字中ノ内1614番地先まで | 土 地 | 3,748.88 m <sup>2</sup> |

~~~~~  
(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第18号

河内村選挙管理委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会を開催する施設として、次の施設を指定した。

平成2年2月22日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴 木 貞 男

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
河内村農村環境改善センター	稲敷郡河内村大字長竿3689番地1
河内村東共同利用施設「つつみ会館」	稲敷郡河内村大字金江津645番地227

茨城県選挙管理委員会告示第19号

神栖町選挙管理委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会を開催する施設として、次の施設を指定した。

平成2年2月22日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
神 栖 町 民 体 育 館	鹿島郡神栖町大字溝口4991番地の4

茨城県選挙管理委員会告示第20号

緒川村選挙管理委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会を開催する施設として、次の施設を指定した。

平成2年2月22日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
老人福祉センター やすらぎ荘	那珂郡緒川村小舟1281番地

茨城県選挙管理委員会告示第21号

山方町選挙管理委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会を開催する施設として、次の施設を指定した。

平成2年2月22日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
山 方 町 神 奉 地 集 会 所	那珂郡山方町大字山方530番地

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第6号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成2年2月22日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 眞 男

- 届出者の氏名又は名称
京浜運輸株式会社
- 届出者の住所 土浦市神立町3698
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
竹園ショッピングセンター
つくば市竹園3丁目18番2外
- 開 店 日 平成2年7月8日
- 店 舗 面 積 44㎡
- 閉 店 時 刻 午後7時
- 主として販売する物品の種類
学習コンピューター玩具

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字太田字宝山2891番48，同番49

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町大字砂山831番地の20

有限会社 クラヨシ

代表取締役 原 蔵 吉

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市寺田字後山3678番の2の一部，3679番1,3680番1，同番3，同番4，3686番1，同番2，3687番2の一部

2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市中央1丁目4番9号

秀太企業株式会社

代表取締役 渡 辺 昭 夫

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字台字西ノ内970番3，同番4

2 事業主の住所及び氏名

水戸市赤塚1丁目2029番地の121

いばらき生活協同組合

理事長 丹 正平

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町字明神前8585番1の一部，同番2，同番3，8580番6の一部，8588番地，8624番4

2 事業主の住所及び氏名

千葉県香取郡多古町十余三348番地の2

株式会社 角田政次商店

代表取締役 角 田 勝 司

## 1 工事を完了した開発区域又は工区含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字太田字宝山3427番1

## 2 事業主の住所及び氏名

行方郡潮来町大字延方甲2997番地

トモエ鋼材株式会社

代表取締役 西 澤 良 輔

## ●道路位置の指定

道路基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成2年2月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                        |                             | 道 路 の 位 置                               | 道路幅員及び延長          |               |
|----------------|--------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------|-------------------|---------------|
|                |              | 氏 名                          | 住 所                         |                                         | 幅 員               | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第24号  | 2.2.1        | 出頭 正明                        | 鹿島郡鉾田町大字<br>畑田1213番地の103    | 鹿島郡大野村大字志崎<br>字南割原80番9,同番11             | メートル<br>4.20      | メートル<br>35.00 |
| “<br>第32号      | 2.2.6        | 渡辺 清吉                        | 東京都江戸川区<br>中葛西5丁目<br>11番25号 | 鹿島郡大野村大字角折<br>字忠2286番17                 | 4.20              | 108.60        |
| “<br>第33号      | “            | 出頭 正明                        | 鹿島郡鉾田町大字<br>畑田1213番地の103    | 鹿島郡大野村大字津賀<br>字石堂道1825番61               | 4.20              | 97.69         |
| “<br>第35号      | 2.2.9        | 先原 貞人                        | 東京都中野区東<br>中野1丁目<br>57番6号   | 鹿島郡大野村大字和字<br>堀込678番10                  | 6.20              | 75.60         |
| 浦土木指令<br>第104号 | 2.2.2        | 霞ヶ関<br>信用組合<br>代表理事<br>大石 勝康 | 東京都港区西新<br>橋2丁目<br>5番2号     | 新治郡新治村高岡<br>字大松2349番7                   | 4.00<br>(4.23)    | 16.53         |
| “<br>第127号     | 2.2.7        | 藤井 昇                         | 新治郡千代田村<br>大字下稲吉<br>2116番地  | 新治郡千代田村大字下<br>稲吉字逆西<br>2082番11, 2114番12 | 4.00<br>)<br>5.80 | 34.76         |
| “<br>第128号     | “            | 飯田 正美                        | 石岡市大字東大<br>橋3008番地          | 石岡市大字東大橋字八<br>軒3014番9, 同番10,<br>同番14    | 6.02              | 51.35         |

---

## 正 誤

---

●平成元年3月23日付け茨城県報第22号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤   | 正   |
|-----|-------|-----|-----|
| 3   | 上から11 | 択 材 | 択 伐 |

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)